

令和7年11月28日

お客様各位

庄内交通株式会社

2025年12月2日以降の 「健康保険証」でのご本人確認について

平素より、庄内交通をご利用くださりまして誠にありがとうございます。
令和7年12月1日をもって、「健康保険証」の使用が終了となります。
それに伴い、弊社でも IC カード発行・更新等の際、「健康保険証」の提示で
ご本人確認をさせていただいていましたが、令和7年12月2日以降は身分証明書
としてご使用いただけなくなります。



※機器の準備が整った医療機関では、スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけます。
※資格確認書をお持ちの場合、資格確認書でも更新できます。

「健康保険証」を身分証明書としてご使用いただけなくなります。
IC カード・定期券の発行等の際は、ご本人確認書類として
その他、公的身分証明書のご提示をお願いいたします。

○マイナンバーカード ○運転免許証
○資格確認書 ○医療証 など